## 名古屋市障害者通院時コミュニケーション支援事業の手引き(事業者用の)一部改正について

名古屋市障害者通院時コミュニケーション支援事業の手引き(事業者用)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

が認められている中高生に限る。

#### 改正前 改正後 1. 趣旨 1. 趣旨 意思疎通が困難な障害者又は障害児が医療機関に通院して診察等 意思疎诵が困難な障害者が医療機関に诵院して診察等を受ける を受ける際、医療従事者と円滑なコミュニケーションを図ることが 際、医療従事者と円滑なコミュニケーションを図ることができる できるよう、障害者等との意思伝達に熟達している者が支援するこ よう、障害者等との意思伝達に熟達している者が支援することを とを目的とする。 目的とする。 2. 対象者 2. 対象者 以下の全ての条件を満たす者とする。 以下の全ての条件を満たす者とする。 ①本市が支給決定を行う以下のいずれかのサービスの決定者であ ①本市が支給決定を行う以下のいずれかのサービスの決定者であ ること ること ア 障害福祉サービス ア 障害福祉サービス ・居住系サービス(施設入所支援、共同生活援助) ・外出サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 移動支援、重度障害者等包括支援) • 自立生活援助 ・居住系サービス(施設入所支援、共同生活援助) イ 地域相談支援 自立生活援助 ウ 計画相談支援 イ 地域相談支援 ウ 計画相談支援 ② (略) ② (略) ③障害児については、外出サービスの決定において、通院の利用 ③ 削除

#### 改正前

- 3. サービス内容
- (1) (2) (略)
- (3) コミュニケーション支援事業者
- ①外出サービス事業者の場合

下記の外出サービスを提供する事業者が通院に係る外出サービスを提供する際に、診察等のコミュニケーション支援を提供した場合に算定する。

○対象事業者

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、重度 障害者等包括支援を提供する事業者

# ②その他の事業者

下記のサービスを提供する事業者が、支援の一環として、利用 者の通院に同行した際に、コミュニケーション支援を提供した場 合に算定する。

- ア 障害福祉サービス
  - ・居住系サービス(施設入所支援、共同生活援助)
  - · 自立生活援助
- イ 地域相談支援
- ウ 計画相談支援
- (4) (略)
- (5)報酬

事業者区分	<u>報酬</u>
上記 (3) ①の事業者	1回の通院につき、200円
上記(3)②の事業者	1回の通院につき、600円

- (1) (2) (略)

3. サービス内容

(3) コミュニケーション支援事業者

下記のサービスを提供する事業者が、支援の一環として、利用 者の通院に同行した際に、コミュニケーション支援を提供した場 合に算定する。

改正後

- ア 障害福祉サービス
  - ・居住系サービス(施設入所支援、共同生活援助)
- 自立生活援助
- イ 地域相談支援
- ウ 計画相談支援

- (4) (略)
- (5)報酬

1回の通院につき1,400円(令和3年4月提供分~) (令和3年3月提供分までは1回の通院につき600円)

- ※ ひと月の通院の回数に制限はない。
- ※ 1日に複数の医療機関に通院する場合には、医療機関ごとに

改正前 改正後 ※ ひと月の通院の回数に制限はない。 ※ 1日に複数の医療機関に通院する場合には、医療機関ごとに 算定することができる(同一の医療機関において、複数の診療 科を受診する場合は、算定は1回とする)。

(6) (略)

4. 手続き

(1) (略)

(2) 支給決定

ア 決定通知

名古屋市障害者通院時コミュニケーション支援事業支給決定通 知書(様式第3号)による。

※有効期間は、1年間で、更新可能。

イ 受給者証への記載

障害福祉サービス受給者証、移動支援・地域活動支援受給者証、 地域相談支援受給者証の特記事項欄に、「通院時コミュ支援対象 者」と記載される。

5. サービス提供の流れ (略)

6. 請求事務について

(1) • (2) (略)

(3)請求時の受給者番号の整理

通院時コミュニケーション支援事業では、独自の受給者番号を 設定しない。このため、障害福祉サービスまたは移動支援で設定 されている受給者番号を利用することとする。

算定することができる(同一の医療機関において、複数の診療 科を受診する場合は、算定は1回とする)。

(6) (略)

4. 手続き

(1) (略)

(2) 支給決定

ア 決定通知

名古屋市障害者通院時コミュニケーション支援事業支給決定通 知書(様式第3号)による。

※有効期間は、1年間で、更新可能。

イ 受給者証への記載

障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証の特記事項 欄に、「通院時コミュ支援対象者」と記載される。

5. サービス提供の流れ (略)

6. 請求事務について

(1) • (2) (略)

(3) 請求時の受給者番号の整理

通院時コミュニケーション支援事業では、独自の受給者番号を 設定しない。このため、障害福祉サービスで設定されている受給 者番号を利用することとする。

#### 

ただし、利用者によっては、障害福祉サービスおよび移動支援 の両方の番号を持っている者もいるため、請求時の整理を行う。

ア 外出サービス事業者が提供する場合

当該利用者がコミュニケーション支援の算定の際に提供されている外出サービスに係る受給者番号で請求する。

例:通院等介助で外出サービスを提供した場合には、障害福サ ービスの受給者番号で請求する。

イ 上記以外の事業者が提供する場合

障害福祉サービスの受給者番号で請求する。

## (4) 請求時の事業者番号の整理

通院時コミュニケーション支援事業では、独自の事業<u>者</u>番号を 設定しないため、請求時の事業者番号の整理をする。

- ア 外出サービス事業者が提供する場合
  - ①移動支援の事業者番号を優先して請求することとする
  - ②1回の請求時には、1つの事業者番号のみで請求することとする

## パターン I

例:居宅介護および移動支援の両方を提供する事業者が、 利用者Aを通院等介助で支援した際に、通院時コミュニケー ション支援を提供した場合、

→①により、移動支援の事業者番号で請求する。

	指定・提供内容	請求時の番号
事業者	居宅介護・移動支 援の指定	移動支援の事業者番号で 請求

# (4)請求時の事業所番号の整理

通院時コミュニケーション支援事業では、独自の事業<u>所</u>番号を 設定しないため、請求時の事業所番号の整理をする。

例:共同生活援助事業者が、通院時コミュニケーション支援を 提供した場合

	指定・提供内容	請求時の番号
事業所	共同生活援助の指	共同生活援助の事業所番
<u> </u>	定	<u>号</u>
利用者A	共同生活援助の支	障害福祉サービスの受給
<u>利用有名</u>	<u>給決定</u>	者番号

<u>例:地域相談支援事業者が、通院時コミュニケーション支援を</u> 提供した場合

	指定・提供内容	請求時の番号
事業所	地域相談支援の指	地域相談支援の事業所番

改正前				
	利田 <b>老 A</b>	通院等介助を利用	障害福祉サービスの受給	
利用者A	<u> 理阮寺江 切を利用</u>	者番号	4川田	
» h . γ π			利用	

### パターンⅡ

例:居宅介護および移動支援の両方を提供する事業者が、 利用者Aを移動支援で、利用者Bを通院等介助で支援した際 に、通院時コミュニケーション支援を提供した場合、

→①②により、移動支援の事業者番号で請求する。

	指定・提供内容	請求時の番号
車米本	居宅介護・移動支	投動士怪の事業老乗り
事業者	援の指定	<u>移動支援の事業者番号</u>
利用者A	移動支援を利用	移動支援の受給者番号
利田孝力	(A) 内内 かんり (A) 日日	障害福祉サービスの受給
利用者B <u>通院等介助を利用</u>		者番号

# イ 上記以外の事業者が提供する場合

障害福祉サービスの受給者番号で請求する。

例:共同生活援助事業者が、移動支援の支給決定のある利用者

Aに、通院時コミュニケーション支援を提供した場合、

	指定・提供内容	請求時の番号
事業者	共同生活援助の指	共同生活援助の事業者番
尹未有_	定	<u>号</u>
	共同生活援助の支	
<b>₹</b> 11 □ <b>=₹</b> . <b>A</b>	給決定	障害福祉サービスの受給
利用者A	移動支援の支給決	者番号
	定	

改正後定号利用者A地域相談支援の支<br/>給決定障害福祉サービスの受給<br/>者番号

7. 令和3年4月以降の対象者の見直しに伴う対応 (新設) 令和3年4月より、外出サービス事業者が本事業のコミュニ

改正前	改正後
	ケーション事業者の対象外となり、障害福祉サービス・移動支
	援での算定対象となる。従って、外出サービス事業者が通院時
	コミュニケーション支援対象者に診察時間中の意思疎通支援を行
	う場合は下記の通り対応を行う。
	・診察等の時間中の意思疎通支援が必要と認められる者は「院内
	介助あり(診察時間の意思疎通支援あり)」と記載された障害福
	祉サービス受給者証(又は移動支援・地域活動支援受給者)が交
	<u>付される。</u>
	・上記対象者で、診察等の時間に意思疎通支援を行った場合につ
	いては、外出サービスの本体報酬で評価を行うため、診察時間
	中の控除を行わず、算定を行う。
	・「院内介助あり(診察時間の意思疎通支援あり)」と記載された
	受給者証は、外出サービスの更新時に交付するため、令和3年
	度中は特記事項欄に「通院時コミュ支援対象者」の文言がある
	者を「院内介助あり(診察時間の意思疎通支援あり)」と読み替
	<u>えて対応をする。</u>
7. 実施時期	8. 実施時期
平成 30 年 4 月	<u>令和3年4月</u>